

せたがや

# 消費生活センターだより

p.2~3 | 子どもの安全を守るために～知っていれば防げる事故があります～

p.4 | 台風シーズン到来!住宅修理のトラブルに気をつけて  
エンカルコラム  
地元の商店街で買い物をしませんか?

p.5 | 令和3年度世田谷区の消費生活相談の概要について

p.6 | 高齢者見守り通信  
今年もやります!10月15日(土)は世田谷区内『犯罪ゼロの日』  
特殊詐欺の手口を知ろう!



## 世田谷区消費生活センター 相談窓口のご案内

相談専用電話

高齢者(65歳以上)専用電話

☎ 03-3410-6522

☎ 03-5486-6501

相談日時 ※祝・休日、年末年始を除く

[お願い] まずはお電話での相談をご利用くださいますようお願いいたします。

月曜～金曜(電話・来所) 午前9時～午後4時30分  
土曜(電話のみ) 午前9時～午後3時30分



日曜・祝日は消費者ホットライン

☎188 午前10時～午後4時(国民生活センター) ※年末年始を除く

消費者庁消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン



世田谷区消費生活センター  
(三軒茶屋分行舎3階)  
世田谷区太子堂2-16-7

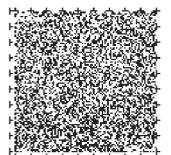


世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩3分  
田園都市線「三軒茶屋駅」北口A徒歩1分  
バス すべて「三軒茶屋」バス停で下車

回 覧

ホームページでの情報提供 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区公式HP → 目次から探す → 暮らし手続き → 消費生活



# 子どもの安全を守るために ～知っていれば防げる事故があります～



日々成長する子どもたち。昨日までできなかったことが、今日になって突然できるようになり、驚かされることがあります。子どもの成長とともに運動機能も発達し、行動範囲が広がる一方で、思いもよらない事故へつながることがあります。

子どもは、経験が浅いことから、危険を予測することはできません。しかし、目に映るものは新鮮で、興味を引くものがあるとすぐに手で触ったり、口に入れてみたくなったりと、大人が予期できないような行動から事故が起きてしまうことがあります。

好奇心旺盛な子どもたちを守るため、大人が危険を知り、子どもの身の回りの環境を整備しておくことで、悲しい事故から子どもたちを守ることができます。

安心、安全な明るい毎日を過ごすため、周囲の大人が日頃から情報収集し、子どもを事故から守る対策をとりましょう。

## ❗ 窒息

### ブラインドやカーテンのひもによる窒息

家庭で使用している、ブラインドやカーテンのひもが子どもの首に絡まる事故が発生しています。

ひものある商品については、子どもの手の届かない位置にクリップでひもをまとめたり、重さがかかるとひもが切れるジョイントを使用するなど安全器具を適切に使用しましょう。また、子どもがソファやベッドなどを踏み台にすることもありますので、周囲の家具の配置にも注意が必要です。



## ❗ ボタン電池、磁石、吸水ボールなどの誤飲

○ボタン電池は、誤飲時に食道に留まり、わずかな時間で潰瘍ができて穴が開いてしまうなど重篤な症状を引き起こすことがあります。どの製品にボタン電池が使用されているかを把握し、蓋の破損や、簡単に取り出せる構造になっていないかどうかを確認しておきましょう。

○複数の磁石を誤飲する事故が増えています。磁石が腸壁を挟んでくっつき、腸に穴が開いてしまうような重篤な事故が起きています。

○水で膨らむ樹脂製の吸水ボールを誤飲し、腸閉塞などを起こすようなことがあります。おもちゃだけでなくインテリアとして販売されている製品もありますので、置き場所には注意が必要です。



子どもの手の届かないところに保管しましょう!!

## ❗ 水まわり

海、川やプールなどだけでなく、家庭内でも水まわりの事故が起きています。子どもは深さ数センチのところでも溺れてしまいます。「少しくらい一人で大丈夫」、「兄弟がいるから大丈夫」は大変危険です。

○入浴時、大人が洗髪するなど、子どもから目を離す場合は、子どもを浴槽から出しましょう。

○子どもが浴室に入ってしまう、浴槽に転落し溺れることがあります。

入浴後は、浴槽の水を抜き、浴室には鍵をかけて子どもが入れないようにしましょう。また、バケツや洗面器に水を溜めたままにしないようにしましょう。



## ❗ やけど

加湿器、電気ケトル、ポット、炊飯器から出る熱い蒸気に触れてしまった場合、やけどを負う可能性が高く、大変危険です。特に乳幼児の皮膚は大人より薄いため、蒸気に数秒触れただけで重篤なやけどを負うことがあります。

蒸気を出す家電は、子どもの手の届かないところに置くことや、蒸気レスの製品を使用するなどの対策をとることが大切です。

## ❗ 転落

○ベビーベッドを使用する際は、常に柵を上げて使用しましょう。

思いがけず寝返りするなどにより転落してしまう場合があります。

○ハイハイをする頃から、階段の転落が起きるので、転落防止の柵を設置し、閉め忘れのないようにしましょう。

○ベランダや窓からの転落を防ぐため、植木鉢やソファーなど、近くに踏み台になるものは置かないようにしましょう。



## ❗ 自動車・自転車

○自動車に、子どもを抱っこしたまま乗ることは危険です。子どもを抱っこしたままシートベルトを締めることも危険です。

6歳になるまでは、短時間の乗車であっても、必ずチャイルドシートを使用しましょう。6歳になっても必要に応じてチャイルドシートを使用しましょう。

○自転車は、必ずヘルメットを着用させてから乗せましょう。

世田谷区では2020年10月より13歳未満の子どものヘルメットの着用が義務化となりました。万が一の事故に備え、ヘルメットを着用させましょう。ヘルメットの着用は保護者の責務です。



本記事は、「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」(消費者庁)  
([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_002/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/))  
をもとに世田谷区消費生活課で作成しています。

## 台風シーズン到来!

# 住宅修理のトラブルに気をつけて

台風などの自然災害に便乗した点検商法、  
保険金請求に関するトラブルなどにご注意ください!  
～災害の前後は慌てないで慎重に対応しましょう～



### 点検商法

- ・突然、**知らない事業者**が「近所で屋根工事をしていたら、お宅の**屋根が傷んでいる**ように見えたので無料で**点検**する」と来訪した時は、**点検商法**の可能性が高いので気をつけましょう。
- ・「また**大きな台風**が来たら大変だ」などと不安にさせて「急いで修理したほうが良い」とせかして契約させようとするときは要注意です。
- ・急いで修理する必要があるのか**判断するのは困難**です。その場で契約せず、家族などに相談し、工事が必要な場合でも複数の事業者から見積もりを取るなど、**慎重に対応**しましょう。

### 保険金請求に関するトラブル

- ・事業者の中には「我が社が**保険金の申請をサポートすれば自己負担なく**屋根を修理できる」と勧誘し、後から**高いサポート手数料**などを請求してトラブルになっているケースがあります。
- ・保険金請求額を増やすために事業者が住宅の経年劣化などについても「**台風によるもの**」という**虚偽の申請**を保険会社にする場合もあり、結果として不正請求に関与してしまう恐れがあります。
- ・保険金の申請は**契約者自身が手数料なし**で行うことができますので、加入している保険の**契約内容等を確認**し、わからないことは保険会社などに確認しましょう。

## エシカルコラム

# 地元の商店街で買い物をしませんか?

世田谷区商店街連合会キャラクター  
「が～やん」



現在、区内には128の商店街があり、一年を通して、福引による抽選会や夏祭りなどで見かける露店等、子どもから大人まで楽しめる様々なイベントを行っています。また、街路灯を立てたり、夜回りをしたり、道路の掃除をしたりなど、あまり見えないところでも街の防犯や防災、環境維持に取り組んでいます。

昔から、商店街は人と人を繋ぎ、地域のにぎわいの場となってきましたが、残念ながら商店街の数も減少しており、このままでは夕暮れ時に多くの人々が買い物に行き交う姿は、見られなくなってしまうかもしれません。

商品が豊富な大型スーパーや家に居ながら欲しい商品を購入できる通信販売などは便利ですが、商店街には何代にも渡り伝統の味を守り続けている和菓子屋やこだわりの新鮮野菜を販売する八百屋、懐かしい味の蕎麦屋や町中華など、商店街のお店でしか買えないものや味わえないものが沢山あります。

「便利で安い」だけではない生活の中の文化がそこにはあります。地元で買い物をすることは、地元で働く人たちの生活を支え、地域のささやかな生活文化を守ることに繋がります。これもまた「エシカル(=倫理的)消費」のひとつです。何より、他のどこでも体験することができない小さいけれど最高の贅沢です。



令和3年度

# 世田谷区の消費生活相談の概要について



令和3年度の消費生活相談は6,640件で、前年度より690件減少しました。相談の内容は、インターネットを介したトラブルが多く、前年度と同様に化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談が多く寄せられました。

## 相談件数の推移

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談件数	5,982	7,186	7,102	7,330	6,640

## 相談の多い商品・サービス (上位5分類)

1	2	3	4	5
<b>教養・娯楽サービス</b> 614件	<b>教養・娯楽品</b> 606件	<b>被服品</b> 501件	<b>保健衛生品</b> 497件	<b>レンタル・リース・賃借</b> 481件
スポーツ・健康教室、SNS経由の儲け話、出会い系サイトなど	スマートフォン・パソコン関連機器の購入契約など	インターネット通販利用時の洋服・バッグ等の商品未着など	化粧品・シャンプー・歯磨き粉等の定期購入など	転居時の賃貸住宅の原状回復など

## 契約当事者の年齢別販売・購入形態別件数

契約当事者の年齢別の相談件数をみると、40歳代の相談が最も多くありました。

販売・購入形態別にみると、最も件数の多い「通信販売」は全ての世代から相談があり、インターネットを利用した通信販売の相談が多くの割合を占めています。「訪問販売」「電話勧誘販売」「訪問購入」の相談は在宅時間が長い傾向にある70歳以上に多く見られました。

(注)年齢が不明な方や事業者からの相談は含まれていません。

販売・購入形態 \ 年齢	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
合計	127	747	792	995	950	777	1,258	5,646
通信販売	85	243	333	496	450	370	398	2,375
店舗購入	19	228	271	265	239	163	261	1,446
訪問販売(*1)	11	118	53	53	61	53	192	541
電話勧誘販売	2	22	10	22	17	30	68	171
マルチ・マルチまがい	0	31	7	9	3	3	4	57
訪問購入	0	0	0	0	6	8	26	40
送り付け	0	1	2	1	2	3	3	12
その他無店舗	1	4	4	3	2	0	1	15
不明・無関係(*2)	9	100	112	146	170	147	305	989

\*1「訪問販売」とは、店舗以外の場所(自宅・喫茶店等)での販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法(SF商法)などの販売方法をいいます。

\*2「不明・無関係」とは、購入前の相談や販売・購入には関係のない相談です。

## 9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です！

くらしの中の契約で“おかしいな？”と思ったら、まずはお電話で消費生活センターにご相談ください。

高齢者(65歳以上)専用電話 **03-5486-6501**

今年もやります！

10月15日(土)は

世田谷区内『犯罪ゼロの日』

区内を警戒カラーの黄色で埋め尽くしましょう！  
「犯罪ゼロの日」の旗の掲示にご協力をお願いいたします。



仕事しながら・買い物しながら・散歩しながら・・・

皆さまのちょっとした「ながら見守り活動」で、わが町を「犯罪のないまち 世田谷」にしましょう！  
事業者・商店街・学校・そして区民の皆さまのご参加をお待ちしております。

問い合わせ | 世田谷区危機管理部地域生活安全課 03-5432-2267



### 特殊詐欺の手口を知ろう！

#### 預貯金詐欺

警察官等を名乗り、「カードが悪用されている」と言って自宅を訪問し、キャッシュカードをだまし取る手口。

#### 還付金詐欺

区職員等を名乗り、「保険料が戻る」「医療費の還付がある」等と言って、ATMに誘導し、お金を振り込ませる手口。



#### オレオレ詐欺

親族等になりすまし、「大金の入った鞆をなくした」「会社のお金を使い込んだ」等と言って、金銭をだまし取る手口。



### POINT 特殊詐欺の被害を防ぐ4つのポイント！

- ✓ 不審な電話があった場合は、その場で応じず、ひとりで判断しないで必ず一旦電話を切り、家族や警察に相談する。
- ✓ 自動通話録音機の使用や、迷惑防止機能付き電話機の設置を検討する。
- ✓ 在宅時も留守番電話設定にしておき、相手を確認してから電話に出るようにする。
- ✓ 家族内での合言葉を決めておく。

### 特殊詐欺被害を防止するための電話相談

相談時間 月～金 午前9時～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

世田谷区特殊詐欺相談ホットライン 03-5432-2121

自動通話録音機  
無料貸出中！

電話を使った詐欺を撃退するため、相手側に対して警告メッセージを流して通話を録音する自動通話録音機を無料で貸し出しています。ぜひご活用ください。  
※貸出は先着順です。  
区内在住で、おおむね65歳以上の方  
問い合わせ：地域生活安全課 03-5432-2267

